1284
31.1.8

福県医発第2701号（地）
平成31年1月6日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

妊婦加算の取扱いについて（再周知）

「妊婦加算」の取扱いにつきましては、平成30年12月19日の中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、来年（2019年）1月1日より算定を停止する旨の諮問・答申が行われたこと、これに関連して厚生労働省保険局医療課より、正式な告示が出る前に情報提供の事務連絡が発出された旨、平成30年12月21日付け福県医発第2588号（地）にて、ご連絡申し上げたところです。

今般、平成30年12月28日付で妊婦加算の取扱いについて告示されるとともに、厚生労働省保険局医療課長より、別紙のとおり通知が発出された旨、日本医師会より通知がありましたので改めてご連絡申し上げます。

既にご承知のことと存じますが、本年1月1日より、妊婦加算の算定が不可となりますので、改めて貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）
1．妊婦加算の取扱いについて
（平30.12.28保医発1228第2号　厚生労働省保険局医療課長）
2．診療報酬の算定方法の一部を改正する件（官報号外第291号）
（平30.12.28厚生労働省告示第432号　厚生労働大臣）

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

（保 263）Ｆ
平成３０年１２月２８日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎

妊婦加算の取扱いについて

「妊婦加算」の取扱いにつきましては、平成３０年１２月１９日の中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、来年（2019 年）１月１日より算定を停止する旨の諮問・答申が行われたこと、これに関連して厚生労働省保険局医療課より、正式な告示が出る前に情報提供の事務連絡が発出された旨、平成３０年１２月１９日付け日医発第１０３２号（保 255）にて、都道府県医師会長宛てにご連絡申し上げ、貴会会員への周知をお願い申し上げたところでございます。

今般、本日付で妊婦加算の取扱いについて告示されるとともに、厚生労働省保険局医療課長より、添付資料１のとおり通知が発出されましたので、改めてご連絡申し上げます。

既にご承知のことと存じますが、来年１月１日より、妊婦加算の算定が不可となりますので、改めて貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

＜添付資料＞
1. 妊婦加算の取扱いについて
（平 30.12.28　保医発 1228 第 2 号　厚生労働省保険局医療課長）
2. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（官報　号外第 291 号）
（平 30.12.28　厚生労働省告示第 432 号　厚生労働大臣）

別　　紙

保医発 1228 第２号
平成 30 年 12 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　　殿
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（公　印　省　略）

妊婦加算の取扱いについて

本日、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第432号）が告示され、平成31年１月１日より適用されることとなったところです。

改正の内容は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底をお願いいたします。

記

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表第１章区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７（妊婦に対して初診を行った場合に限る。）、注 10 及び注 11、区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注５（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注 15 及び注 16 並びに区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注８（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注 10 及び注 11 に規定する加算については、平成 31 年１月１日から別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととすること。なお、当該加算の算定については、平成 30 年 12 月 31 日まで、なお従前の例によること。

(2)　転勤者用社宅

派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の支給要件（例えば、転勤の有無、扶養家族の有無、住宅の賃貸又は収入の額）を満たす協定対象派遣労働者には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の転勤者用社宅の利用を認めなければならない。

(3)　慶弔休暇並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者にも、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の慶弔休暇の付与並びに健康診断に伴う勤務免除及び有給の保障を行わなければならない。

（問題とならない例）

派遣元事業主であるＢ社においては、慶弔休暇について、Ｂ社の雇用する通常の労働者であるＸと同様の出勤日が設定されている協定対象派遣労働者であるＹに対しては、通常の労働者と同様に慶弔休暇を付与しているが、週２日の勤務の協定対象派遣労働者であるＷに対しては、勤務日の振替での対応を基本としつつ、振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与している。

(4)　病気休職

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者（有期雇用労働者である場合を除く。）には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者である協定対象派遣労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。

（問題とならない例）

派遣元事業主であるＢ社においては、労働契約の期間が１年である有期雇用労働者であり、かつ、協定対象派遣労働者であるＹについて、病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

(5)　法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の勤続期間である協定対象派遣労働者には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

（問題とならない例）

派遣元事業主であるＢ社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、Ｂ社に雇用される通常の労働者であるＸに対し、勤続10年で３日、20年で５日、30年で７日の休暇を付与しており、協定対象派遣労働者であるＹに対し、所定労働時間に比例した日数を付与している。

３　その他

(1)　教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するもの

教育訓練であって、派遣先が、現在の業務の遂行に必要な能力を付与するために実施するものについて、派遣先は、派遣元事業主からの求めに応じ、派遣先に雇用される通常の労働者と業務の内容が同一である協定対象派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の教育訓練を実施する等必要な措置を講じなければならない。なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の３の規定に基づく義務を免れるものではない。

また、協定対象派遣労働者と派遣元事業主が雇用する通常の労働者との間で業務の内容に一定の相違がある場合においては、派遣元事業主は、協定対象派遣労働者と派遣元事業主の雇用する通常の労働者との間の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違に応じた教育訓練を実施しなければならない。

なお、労働者派遣法第30条の２第１項の規定に基づき、派遣元事業主は、協定対象派遣労働者に対し、段階的かつ体系的な教育訓練を実施しなければならない。

(2)　安全管理に関する措置及び給付

派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の業務環境に置かれている協定対象派遣労働者には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の安全管理に関する措置及び給付をしなければならない。

なお、派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第45条等の規定に基づき、協定対象派遣労働者の安全と健康を確保するための義務を履行しなければならない。

○厚生労働省告示第四百三十二号

薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第百五十五号）の施行に伴い、昭和二十七年厚生省告示第六十三号（薬事工業生産動態統計調査の調査範囲から除外する業種）は、平成三十年十二月三十一日限り廃止する。

平成三十年十二月十八日

厚生労働大臣　根本　匠

○厚生労働省告示第四百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月一日から適用する。ただし、平成三十年十二月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７、注10及び注11、区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注５、注15及び注16並びに区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注８、注10及び注11の規定により妊婦に対して初診又は再診を行った保険医療機関における当該患者に対する当該療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣　根本　匠

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 医科診療報酬点数表 ［目次］ **第１章～第３章**　（略）	**別表第一** 医科診療報酬点数表 ［目次］ **第１章～第３章**　（略）

第４章　経過措置等	第４章　経過措置
第１部　経過措置	
第２部　算定制限	
第１章～第３章　（略）	第１章～第３章　（略）
第４章　経過措置等	第４章　経過措置
第１部　経過措置	（新設）
１～９　（略）	１～９　（略）
第２部　算定制限	（新設）
第１章の規定にかかわらず、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７（妊婦に対して初診を行った場合に限る。）、注10及び注11、区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注５（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注15及び注16並びに区分番号Ａ００２に掲げる外来診療料の注８（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注10及び注11に規定する加算は、別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。	

○厚生労働省告示第四百三十三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣　根本　匠

（傍線部分は改正部分）

改正後		
（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）		
第一条　労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）とする。		
コード	物	含有量（重量パーセント）
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		
（削る）		

改正前		
（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）		
第一条　労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の中欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。）とする。		
コード	物	含有量（重量パーセント）
二百三十三	アクロレイン	一パーセント未満
二百三十四	Ｎ－イソプロピル－Ｎ′－フェニルベンゼン－一・四－ジアミン	○・一パーセント未満
二百三十五	塩化水素	○・一パーセント未満
二百三十六	ジチオりん酸Ｏ・Ｏ－ジエチル－Ｓ－（二－エチルチオエチル）（別名ジスルホトン）	○・一パーセント未満
二百三十七	硝酸	一パーセント未満
二百三十八	弗化水素	○・一パーセント未満
二百三十九	硫酸	一パーセント未満